

薬局管理者
薬剤師 各位

島根県薬剤師会 地域保健部会
石部厚夫

オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する制度変更と対応について（通知）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度第2回薬事審議会要指導・一般用医薬品部会において、緊急避妊薬が要指導医薬品として製造販売承認が可と判断されたことを受け、薬局・店舗販売業における販売が予定されております。

同時に、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関しては、新たな通知（医薬総発0918 第2号／医薬薬審発0918 第3号〔令和7年9月18日〕）が発出されました。

これに伴い、従来の「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に係る研修」は終了し、今後は 公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」に移行いたします。

つきましては、薬剤師各位におかれましては、別添の資料に基づき、下記のとおりご対応をお願いいたします。

なお、対面診療に係る処方箋における緊急避妊薬の調剤については、取り扱いの変更はありません。

（※調査研究協力薬局で販売事業に携わっていた薬剤師へは別途お知らせ済み。）

記

1. 対象者と必要な対応 （※本文書は、島根県薬剤師会 HP へも掲載いたします）

- (1) 「オンライン診療に伴う緊急避妊薬調剤に係る研修」を受講し、令和7年9月18日時点で、厚生労働省ホームページ『「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月）（令和5年3月一部改訂）に基づき、緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師の一覧」へ掲載されている薬剤師

★調剤を継続する場合：令和7年10月31日までに厚生労働省へ申告が必要

★OTC販売を予定する場合：上記申告に加え、公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」受講が必要

※「調剤のみ」を継続する場合：受講は不要、「調剤のみ継続」の申告で可

（OTC販売を希望する場合においても、今回は調剤のみ継続の申告を行っていただき、販売体制が整ってから再申告として登録内容の変更を行うことが可能です）

- (2) 過去に「オンライン診療に伴う緊急避妊薬調剤に係る研修」を未受講又は受講済みだが、現在、厚生労働省ホームページに掲載されていない薬剤師

★今後調剤・販売（いずれかのみの場合も同様）を希望する場合：

公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関する e-ラーニング」受講後に厚生労働省へ申告が必要

申告用ウェブサイトはこちら↓

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=zc_lxHImkUmY-IdwQvXJs2-zl8gBTvFFh9TmDPw6g3VUNUNLTEFCRFVKMIM4SIICOEtNQ0IRVOxMViQIQCNOPWcu

別添1を参考にし、ご申告ください。



締切日：令和7年10月31日（金）

2. 島根県薬剤師会の対応

制度改正に伴い、今年度事業計画に掲げていた「オンライン診療に伴う緊急避妊薬調剤に係る研修」の開催は中止いたします。

3. 留意事項

OTC 販売に関しては、留意事項通知において「追って示す」とされる事項が残されており、現段階ではすべての申告要件は示されていません。現時点で必要な対応は、調剤継続に関する厚生労働省への申告です。

当該申告は、旧通知の廃止日である 令和 7 年 10 月 31 日までに必ず完了してください。

～添付資料～

(別添 1)

○厚生労働省緊急避妊薬報告用ウェブサイトについて

「令和 7 年 9 月 18 日時点でオンライン診療-調剤体制に対応済みで、今後も調剤対応を行う薬剤師」に係る、報告用ウェブサイト入力方法

(別添 2)

○今後、緊急避妊薬を販売・オンライン診療指針に基づく調剤を行うにあたり、薬剤師に必要な対応
(医薬総発 0918 第 2 号・医薬薬審発 0918 第 3 号に基づき日本薬剤師会作成)

(別添 3) ※枚数が多い為、下記 URL または、二次元バーコードよりご確認ください。

※大事な内容の為必ずご確認ください。

○緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び 販売する薬局・店舗販売業の店舗について

(医薬総発 0918 第 2 号 医薬薬審発 0918 第 3 号 令和 7 年 9 月 18 日)

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001565836.pdf>

